

## 令和6年度フリースクール等に通う不登校児童生徒調査研究事業実施要項

### 1 目的

県内公立小・中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部・中等部（以下「県内公立小・中学校等」という。）に在籍する不登校児童生徒のうち、フリースクール等民間団体・民間施設（以下「フリースクール等」という。）に通う不登校児童生徒及びその保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）の支援ニーズや進路の希望、フリースクール等での活動内容や活動状況を把握し、和歌山県教育委員会の今後の施策立案に生かすために調査協力金を支給する。

### 2 申請者

県内公立小・中学校等にこどもが在籍している保護者

### 3 申請の要件

和歌山県教育委員会の調査研究に協力する人で、かつ次の要件を全て満たす人

#### (1) 児童生徒

ア 県内公立小・中学校等に在籍し、不登校等の状態にある人

イ フリースクール等に通っている人

#### (2) 保護者（申請者）

ア 児童生徒の在籍校と日常的に連絡が取れる人

### 4 調査の対象となる児童生徒

次の要件を全て満たす施設に通所する児童生徒

#### (1) 児童生徒の健全育成を図っている施設

(2) 不登校等の児童生徒に対する相談・支援を行うことも目的とし、活動実績のある通所型の施設

(3) 原則週3日以上、平日の日中に相談・支援を行っている施設

(4) 児童生徒が安全・安心に活動できるよう、相談・支援に必要な職員を複数人有している施設

(5) 児童生徒の在籍校及び市町村教育委員会との連携・協力体制が構築できる施設

(6) その他、教育長の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり、現地調査に応じたりすることのできる施設

### 5 調査協力金

調査協力を行う保護者には、児童生徒一人につき、一か月当たり1万円（税込）を支払う。ただし、申請期間内でも調査協力金施行額が予算上限に達した際には、申請等を締め切る場合がある。

なお、次の項目に該当する場合は、調査協力金の支払いを取り消す。

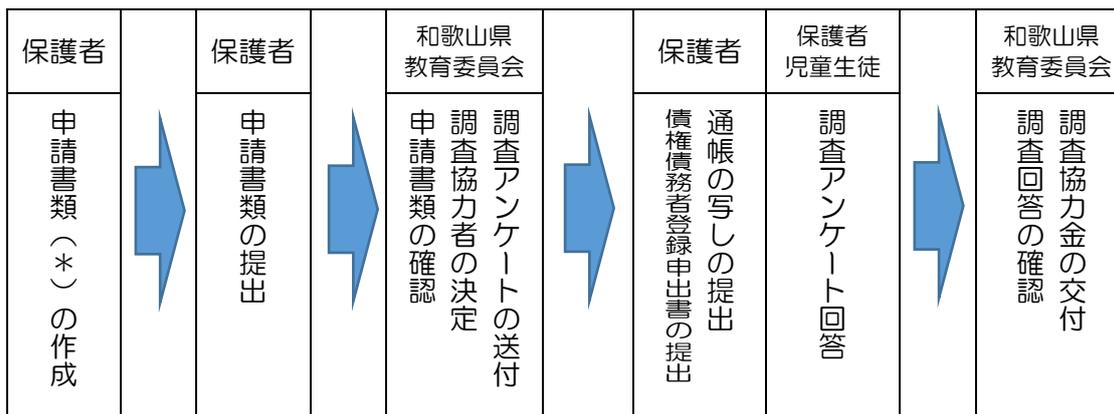
(1) 申請したフリースクール等への在籍が無くなったとき

(2) 和歌山県外の学校に転校するなど、県内公立小・中学校等に在籍しなくなったとき

(3) 調査協力金の受取に関して、不正な行為があったとき

(4) 調査への回答が無い、無回答が多いなど協力が得られないとき

## 6 大まかな流れ



- ＊ 第1号様式（保護者が作成、受付フォームから申請する場合は不要）  
第2号様式（保護者がフリースクール等に提出し、フリースクール等が記入）

## 7 申請方法

Web上の受付フォーム からの申請方法	郵送による申請方法
↓	第1号様式（申請書）の作成
	↓
第2号様式（フリースクール等確認書）の作成 （フリースクール等に提出し、必要事項を記入）	
↓	
Webフォームから申請	郵送による申請
<p>①受付フォームにアクセスし、必要事項を入力する。</p> <p>②「第2号様式」をカメラやスキャナー等を使ってデータ化し、フォームに添付する。</p> <p>③内容を確認し、送信ボタンを押す。</p> <p>○R6 フリースクール等に通う不登校児童生徒調査研究事業に係る申請書（第1号様式）</p> <p><a href="https://logoform.jp/f/4cyTA">https://logoform.jp/f/4cyTA</a></p>	<p>①「第1号様式」、「第2号様式」を封筒に入れる。</p> <p>②内容を確認し、以下の住所を記載の上、投函する。</p> <p>〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県教育庁学校教育局教育支援課 不登校調査協力金担当</p>
	

## 8 受付期間

和歌山県教育委員会において、下記の日程で申請内容の確認を行い、協力依頼の結果を通知する。調査研究に協力依頼する保護者には、結果とともに調査票及び調査協力金を支払う際に必要な書類や調査方法を連絡する。

期（調査の期間）	申請期限
第1期（令和6年9・10・11・12月の調査）	令和6年10月31日（木曜日）
第2期（令和7年1・2・3月の調査）	令和7年1月31日（金曜日）

- ※1 受付フォームからの申請の場合、各期の受付期限日の午後6時以降の申請は次の期の申請となる。郵送による申請の場合、消印の日付が申請日となる。
- ※2 調査票等の提出が確認できた後、調査期間一か月当たり、1万円（税込）を調査協力金として支払う。支払いは、期ごとにまとめて行う。また、一度、調査の対象になった人は、その期以降も継続して調査協力を行い、令和6年度最大7万円の調査協力金を支払う。ただし、調査協力金施行額が予算上限に達した際には、申請等を締め切る場合がある。
- ※3 調査協力者には、調査協力金の支払いに伴い、債権債務者登録申出書の提出依頼と通帳の写しの収集を行う。

## 9 その他

- 申請者は、県教育委員会と日常的に連絡が取れる方の氏名で申請すること。
- 申請書添付書類の発行等に係る手数料及び切手代等郵便に係る費用等は、申請者の負担とする。
- 郵送は簡易書留や特定記録郵便等、差出・配達証明が証明される方法を勧める。
- 協力依頼の結果等は書面にて通知するため、申請後に転居をする場合は、県教育委員会まで連絡すること。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために、県教育委員会教育支援課不登校調査協力金担当から連絡することがあるため、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）は必ず記入すること。原則として、申請者の電話番号に連絡する。
- 提出書類は返却できない。コピー等を取ったうえで提出することを勧める。
- 各期の受付終了後に、県教育委員会で申請書類等の確認を行う。確認した内容が今回の調査における「3 申請の要件」や、「4 調査の対象となる児童生徒」と異なる場合は、調査協力者としての決定を見送る。また、確認の結果については、各期の受付期限の二か月後を目途に連絡する。

令和6年度フリースクール等に通う不登校児童生徒調査研究事業への調査研究協力者の募集について

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501200/R6survey.html>

